

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第29号

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

第5条各号列記以外の部分中「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる車両」を「京都市御池駐車場」に改め、「回数券」の右に「(自動二輪車以外の自動車に係るものに限る。)」を加え、同条各号を削る。

第6条中「京都市御池駐車場」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる車両」に改め、「(自動二輪車以外の自動車に係るものに限る。)」を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) 京都市出町駐車場 自転車
- (2) 京都市御池駐車場 自動二輪車以外の自動車

別表第1 1備考以外の部分を次のように改める。

区 分		駐 車 料 金 ( 1 回 に つ き )
昼 間	自動二輪車及び 原動機付自転車	30分までごとに60円。ただし、30分までごとに60円を加えた額が500円を超えるときは、500円
	自動二輪車以外 の自動車	30分までごとに150円。ただし、30分までごとに150円を加えた額が1,250円を超えるときは、1,250円
夜 間	自動二輪車及び 原動機付自転車	500円
	自動二輪車以外 の自動車	1,250円
自 転 車		1日ごとに200円。ただし、入場させた時刻から次に掲げる時間以内に退場させる場合にあつては、それぞれ次に掲げる額

	(1) 30分 無料
	(2) 3時間 100円
	(3) 10時間 150円

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

回数券の種類	駐車料金
260円券11枚つづり	円 2,600
300円券11枚つづり	3,000

別表第3（第2条関係）

区分	前払式駐車券の種類	駐車料金
京都市出町駐車場	3,000円券	円 2,700
	5,500円券	5,000
京都市御池駐車場	11,000円券	10,000
	22,000円券	20,000

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定による駐車料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に入場させ、かつ、施行日以後に退場させる自転車の駐車料金については、入場させた時刻から施行日の当該時刻に相当する時刻（以下「切替時刻」という。）までの駐車にあつてはこの規則による改正前の京都市道路附属物自動車駐車場条例施行規則（以下「改正前の規則」という。）別表第1

の規定を適用し、切替時刻以後の駐車にあつては切替時刻に自転車を入場させたものとみなして改正後の規則別表第1の規定を適用する。

(経過措置)

- 4 施行日前に改正前の規則の規定により発行した回数券及び前払式駐車券は、施行日以後においても使用することができる。
- 5 前項に規定する回数券を使用するときは、回数券の券面額と改正後の規則別表第1に掲げる額との差額を納入しなければならない。

(建設局自転車政策推進室)